

第 41 回

佐倉市都市計画審議会

1. 日 時 令和7年10月1日（水）午前10時

2. 場 所 佐倉市役所 議会棟 全員協議会室

第41回 佐倉市都市計画審議会 次第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 会長選出について

4. 議事録署名人指名

5. 議 事

議案第1号 佐倉都市計画道路の変更について

6. 報告事項

佐倉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

原案の作成について

7. その他

8. 閉 会

佐倉市都市計画審議会委員 [～R8. 3. 7]

条例第 2条1 項該当	定 数	所属機関 (役職)	ふりがな 氏名
学識 経験者	5 人	元) 千葉県職員(都市整備局長) 元) 千葉県下水道公社(理事長)	なめかた ひろし 行方 寛
		佐倉商工会議所 (会頭)	いわぶち あきひろ 岩渕 明弘
		東京情報大学(名誉教授)	はら けいたろう 原 慶太郎
		公益社団法人千葉県建築士事務所協会 (印旛支部佐倉地区代表)	すずき たかし 鈴木 尚
		千葉大学大学院 (准教授)	まつうら けんじろう 松浦 健治郎
市議会議員	5 人	佐倉市議会議員	むちづき あつこ 望月 庄子
		佐倉市議会議員	まつしま こずえ 松島 稔
		佐倉市議会議員	いしい ひであき 石井 秀明
		佐倉市議会議員	さいとう ひろゆき 齋藤 寛之
		佐倉市議会議員	はせがわ やすひろ 長谷川 泰弘
関係 の 職員 行政 機関	2 人	佐倉警察署 (署長)	ほり かずひろ 堀 和博
		印旛土木事務所 (所長)	おおいで まさひろ 大出 正弘
市民	2 人	市民	かみむら けんいち 神村 賢一
		市民	きうち ひろゆき 木内 寛之

○佐倉市都市計画審議会条例

平成12年3月28日条例第32号

改正

平成14年3月29日条例第19号

平成25年10月1日横書き施行

佐倉市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、佐倉市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 市議会議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 市民 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関するものを除き、審議会の会議（以下「会議」という。）に加わり、議決することはできない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。
- 3 副会長は、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長の指名によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、会議の開催日の3日前までに会議の議案を委員及び当該議案に関係する臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が緊急を要すると認めた議案については、この限りでない。
- 3 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市計画主管課においてこれを処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(佐倉市都市計画審議会設置条例の廃止)
- 2 佐倉市都市計画審議会設置条例（昭和44年佐倉市条例第34号）は、廃止する。

附 則 (平成14年3月29日条例第19号)

この条例は、平成14年6月1日から施行する。